

第5章 都市づくりの実現に向けて

本計画の実現に向けた取り組み方針を示します。

- ◆基本的な考え方
- ◆計画推進に向けて
- ◆都市計画マスタープランの進行管理

【第5章 都市づくりの実現に向けて】の構成

1.基本的な考え方		
2.計画推進に向けて	2-1 市民・事業者・行政との協働によるまちづくりの推進	(1)市民主体のまちづくりの支援 (2)事業者への協力要請
	2-2 都市計画の情報公開	(1)情報の発信 (2)透明・公正な手続き
	2-3 総合的な都市づくりの推進	(1)都市計画マスタープランの総合的な推進 (2)国・県・周辺市町との連携
	2-4 都市計画の推進	(1)都市計画区域の検討 (2)土地利用の誘導 (3)都市づくりに向けた分野別計画の策定
3.都市計画マスタープランの進行管理		

第5章 都市づくりの実現に向けて

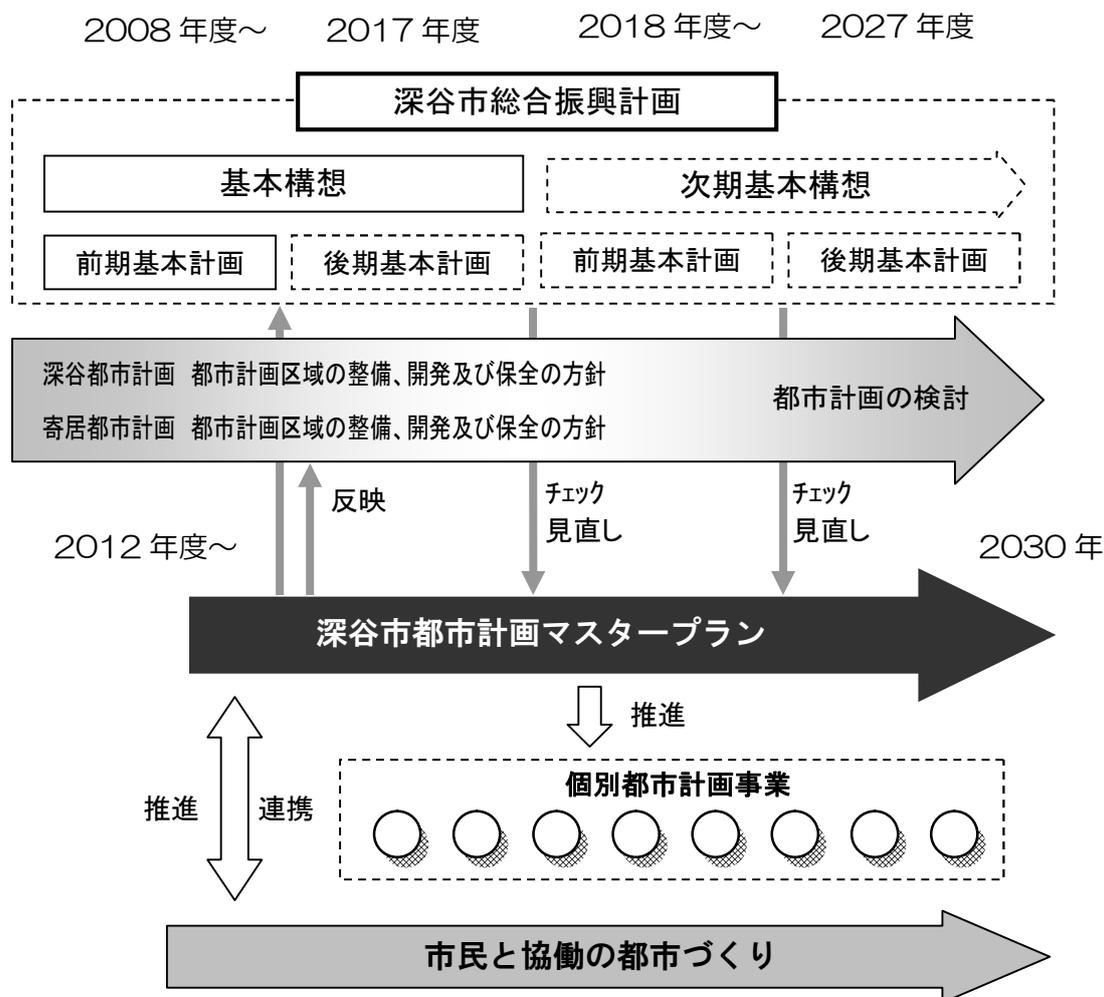
1. 基本的な考え方

都市計画マスタープランは、都市の概ね20年後の都市づくりの将来像を描き、都市計画の指針として、その実現に向けた総合的な道筋を示すものです。

その実現に向けて、深谷市総合振興計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定などにあわせて適切に反映させ、推進していくとともに、分野ごとの計画においても、都市計画マスタープランで示した方向性を反映させていきます。

また、その後の社会情勢などの変化により見直しが必要になる場合や都市計画マスタープランで示した内容が順調に進められているかどうか、一定の期間で進行管理を実施できるようにしくみをつくることも重要です。

さらに、市民への都市づくりへの参加や地域が主体となって行う都市施設の維持管理への支援策についても取り組みを進めていきます。



2. 計画推進に向けて

2-1 市民・事業者・行政との協働によるまちづくりの推進

(1) 市民主体のまちづくりの支援

①都市計画提案制度の活用

都市としての成熟化に向け、効果的な取り組みを優先的に実施していく観点から、地区計画や建築協定などのルールづくりにおいて、市民による都市計画提案制度*の活用を図ります。

また、まちづくりに関する相談窓口などを充実し、市民の発意を初期の段階から支援できるように努めます。

②まちづくり活動の主体づくり

NPO法人やボランティア組織、地元組織など、様々な組織におけるまちづくりの担い手の育成を進めます。

また、まちづくりを行うグループへ活動の場の提供や専門家の派遣などが行えるようなくみを検討していきます。

(2) 事業者への協力要請

市内の事業者に対しては、地域の緑化活動への支援や、自社の有する敷地内の緑化の推進、環境への配慮などの取り組みを行っていただけるよう要請していきます。

また、効率的な財政運用を実現する観点から、公的施設の整備や市街地整備などに、民間事業者のノウハウや資本などを活用するなど、積極的な民間活力の導入を促します。



2-2 都市計画の情報公開

(1) 情報の発信

これからのまちづくりを市民・事業者・行政の協働により進めていくためには、各々の主体が都市の将来像や都市計画の様々な制度などを共有することができるよう、行政がわかりやすく情報発信していきます。

(2) 透明・公正な手続き

都市計画決定・変更などの都市計画手続きについては、地元説明会、公聴会、縦覧などにより周知を図るとともに、都市計画審議会*の審議を公開していきます。また、これらの情報についても、市の広報やホームページで随時提供します。

2-3 総合的な都市づくりの推進

(1) 都市計画マスタープランの総合的な推進

市の関係各部門の横断的な連携を図るため、施策や事業の相互調整を行い、総合的で効果的・効率的な都市づくりを進めます。

(2) 国・県・周辺市町との連携

都市計画マスタープランの実現に向けて、広域にまたがる道路や河川などの整備については、国・県との連携が不可欠になります。

国・県との連携とともに、周辺の熊谷市・本庄市・寄居町などと調整を図りながら、都市づくりを進めていきます。

2-4 都市計画の推進

(1) 都市計画区域の検討

① 都市計画区域の現状と課題

本市は、深谷都市計画区域と寄居都市計画区域の2つの都市計画区域があり、さらに、深谷都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域、寄居都市計画区域は、非線引きの用途地域指定区域と用途地域指定区域外に分かれています。また、市域北側には、都市計画区域外の区域もあります。

これら区域の違いによって、許可を要する開発行為の規模や土地利用制限・建築制限の内容が異なることから、市域と都市計画の整合を図るためには、同一の都市計画区域とすることが望まれます。

【都市計画区域の状況】



②都市計画区域の再編などの方針

都市計画区域の現状・課題を踏まえ、今後、本市の一体的な都市計画を進めていくため、県との調整を図りながら、都市計画区域のあり方について継続して検討していきます。

また、都市計画区域外についても、今後の土地利用方策などについて検討していきます。

(2) 土地利用の誘導

①地域地区や地区計画制度による運用

市街化区域及び非線引きの用途地域指定区域については、用途地域や地区計画制度などの運用により、全体構想、地域別構想で示した土地利用の実現に向け、誘導を図っていきます。

②市街化調整区域・都市計画区域外などにおける土地利用誘導策の検討

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の調整を図り、計画的で適正な土地利用を推進します。

③準工業地域での大規模集客施設の立地規制

平成19年の都市計画法及び建築基準法の改正により、10,000㎡を超える大規模集客施設の立地可能な用途地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の3用途地域に限定されました。

集約型都市構造の実現を目指すため、市内の準工業地域における大規模集客施設の立地のあり方を検討します。

(3) 都市づくりに向けた分野別計画の策定

都市施設などの具体的な整備方策については、分野ごとの計画の策定を進めます。

分野ごとの計画の策定に際しては、限られた財源の効率化や重点化の視点から、優先度を検討し、最大の効果が得られるよう、配慮することとします。

3. 都市計画マスタープランの進行管理

深谷市都市計画マスタープランは、目標年次を平成42年（西暦2030年）とし、概ね20年後の将来像を描き、都市計画の指針として、その実現に向けた総合的な道筋を示すものですが、都市を取り巻く社会情勢や市民のニーズなどは、今後も変化していくことが想定されます。

社会情勢や上位・関連計画の見直しなどの変化に適切に対応していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・反映）のPDCAサイクルによる進行管理を行うための仕組みをつくります。

また、都市計画マスタープランは、目標年次が長期にわたることから、社会・経済情勢などの変化、地域のまちづくりの進捗や実情の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

【都市計画マスタープランの進行管理 PDCA サイクル】

